

令和元年度５月 第２回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和元年５月３１日（金） 午前１０時００分 ～ 午前１０時３５分

開催場所 あま市役所本庁舎 ２階 第３、４会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
１	木村 治彦	出席	推１	林 殷慶	出席
２	近藤 哲夫	出席	推２	牛田 益治	出席
３	花木 実也	出席	推３	山田 利之	出席
４	近藤 美奈子	出席	推４	牛田 茂雄	出席
５	太田 功	出席	推５	伊藤 忠久	出席
６	平尾 正敏	出席	推６	山内 専治	出席
７	鈴木 良法	出席	推７	細川 幹夫	出席
８	小原 玲子	出席	推８	桐山 正行	出席
９	小関 春男	欠席	推９	杉本 耕基	出席
１０	田中 久義	出席			
１１	三輪 光雄	出席			
１２	森 俊明	出席			
１３	小川 健一	出席			
１４	後藤 政敏	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	大堀 俊和
農政事業監	富田 隆広		後藤 大輔
			津田 直季
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提出議案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について (農地中間管理事業分)
日程第 7	議案第 7 号 買受適格証明願について
日程第 8	議案第 8 号 現況証明願について
日程第 9	報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
	報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者につきましては、農業委員、9 番 小関 春男 委員です。 只今の農業委員の出席数は13人、推進委員の出席者数は9人です。 定足数に達していますので、令和元年度5月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 3 番 花木 実也 委員及び、4 番 近藤 美奈子 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	(説 明) 議案第3号1番につきまして説明いたします。 議案2ページをご覧ください。 参考資料は1～4ページをご覧ください。 譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、中橋 廻間 地内及び篠田鹿造 地内の田で所有権移転となっております。 譲受人は譲渡人の娘となっており、経営移譲のための所有権移転となっております。 津島市農業委員会に連絡し、同一農家で登録されていること、譲受人等の経営農地に不法転用がないことを確認済みです。 以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

事務局	また、下限面積等の要件も満たしております。 なお、５月２９日には花木委員と山内委員と現地調査をさせていただいております。 どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
議長	花木委員と山内委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して花木委員から現地の状況について、ご報告願います。
花木委員	議案第３号につきまして、山内委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。農地の耕作に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議長	只今、事務局及び花木委員から説明、報告がありました議案第３号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第３号「農地法第３条の規定による許可申請について」は承認されました。
議長	日程第４ 議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	（ 説 明 ） 議案第４号１番につきまして説明いたします。 参考資料は５～７ページをご覧ください。 申請者は議案のとおり、申請地は、七宝町伊福 宮東 地内の畑で、太陽光発電設備への転用となっております。 太陽光発電設備を設置することで生活費の確保をするとともに、国策でもある売電事業を行うことで、地域の電力供給に寄与したいということです。 一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に隣接する区域の農地で、農地区分は、第２種農地に区分されます。

事務局	日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 こちらにつきましては、５月２７日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。 また、５月２９日には花木委員と山内委員と現地調査をさせていただいております。
議長	花木委員と山内委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して花木委員から現地の状況について、ご報告願います。
花木委員	議案第４号につきまして、山内委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議長	只今、事務局及び花木委員から説明、報告がありました議案第４号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって、議案第４号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」は承認されました。
議長	日程第５ 議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	（ 説 明 ） 議案第５号１番につきまして説明いたします。 参考資料は８～１０ページをご覧ください。 賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、二ツ寺 観音寺 の田及び畑で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。 申請者は、申請地西側で鋼材の加工及び販売業を営んでおります。

事務局

新入社員等の従業員の増加により現在利用している駐車場が手狭になったため、不足する駐車場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、2番につづきまして説明いたします。

参考資料は11～13ページをご覧ください。

賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、七宝町川部 瀬木戸 地内の田で、駐車場への転用で、賃借権設定となっております。

申請者は津島市内で自動車関連事業を営んでおります。事業量の増加により用地が不足し、不足する車の保管スペース等を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区分は第1種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため転用の許可が見込めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、3番につづきまして説明いたします。

参考資料は14～16ページをご覧ください。

賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、中橋 宮前 地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。
どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、4番につづきまして説明いたします。

参考資料は17～19ページをご覧ください。

賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、二ツ寺 屋敷地内の畑で一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

事務局

生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、5番につづきまして説明いたします。

参考資料は20～22ページをご覧ください。

賃貸人・賃借人は議案のとおり、申請地は、乙之子 天王畑地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

生活環境変化に伴い手狭になったため、分家住宅を建設するものとなっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されており、おおむね500㎡以内に2つ以上の教育施設、医療施設、公益的施設等がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。

どうぞよろしくお願いいたします。

つづきまして、6番につづきまして説明いたします。

参考資料は23～25ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は、乙之子 六畝物地内の畑で、駐車場及び物干し場への転用で、所有権移転となっております。

申請者は申請地西側に住宅を建築する予定です。不足する駐車場及び物干し場を確保するための転用となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。

事務局	第3種農地であるため、転用の許可が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。 こちらにつきましては、5月27日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。 また、5月29日には花木委員と山内委員と現地調査をさせていただいております。
議長	花木委員と山内委員で現地確認を行って頂きましたが、代表して花木委員から現地の状況について、ご報告願います。
花木委員	議案第5号につきまして、山内委員、私と事務局で申請のあった農地について現地確認を行いました。転用に関して特に問題はありませんでした。以上です。
議長	只今、事務局及び花木委員から説明、報告がありました議案第3号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は承認されました。
議長	日程第6 議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（中間管理事業分）」を議題とします。 事務局から説明させます。
事務局	（ 説 明 ） 議案第6号につきまして説明いたします。 議案第6ページをご覧ください。 農地所有者につきましては、46名、貸付地134筆、借受者は8名となっております。新規農地所有者は11名、新規貸付地は33筆となっております。その他については、円滑化事業からの切換えでございます。

議 長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第 6 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 6 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について（中間管理事業分）」は承認されました。
議 長	日程第 7 議案第 7 号「買受適格証明願について」を議題とします。 事務局から説明させます。
事 務 局	（ 説 明 ） 議案第 7 号 1 番につきまして説明いたします。 議案第 1 2 ページをご覧ください。
事 務 局	申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田 木折前地内の田 2 筆となっております。 申請者の耕作面積は 8, 7 4 1 m²であるため、下限面積等の要件も満たしております。 また、申請者等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでしたので、証明が見込めます。 どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	只今、事務局から説明、報告がありました議案第 7 号について、何かご質問等はございますか。 ご質問もないようですので採決に移ります。 議案第 7 号「買受適格証明願について」を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。 挙手全員です。 よって議案第 7 号「買受適格証明願について」は承認されました。
議 長	日程第 8 議案第 8 号「現況証明願について」を議題とします。 事務局から説明させます。

事務局

(説 明)

議案第 8 号 1 番につきまして説明いたします。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は二ツ寺 三本松地内の田
他 2 筆で、20 年以上前に建築し、現在も給食センターとして使用して
いるため、証明が見込めます。

提出された書類には航空写真、竣工図面があり、昭和 53 年に建設して
いたことが確認できております。

どうぞよろしくお願いいたします。

補足説明ですが、給食センターを建設した当時は市町村長が主体の農地
転用は許可不用でした。

これが平成 21 年 12 月の農地法改正により許可が必要となりました。
今回、地目変更をするうえで許可書が必要となってくるため代わりに現況
証明を発行して対応するものでございます。

議 長

只今、事務局から説明、報告がありました議案第 8 号について、何かご
質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 8 号「現況証明願について」を承認することに賛成する農業委員
の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって議案第 8 号「現況証明願について」は承認されました。

議 長

日程第 9 報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出に
ついて」、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
を事務局から報告させます。

事務局

(報 告)

議 長

只今、事務局から報告がありました、報告第 4 号から報告第 5 号につ
いて、何かご質問・ご意見等はございませんか。

ご質問もないようですので、質疑を終了します。

以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

長時間にわたりご苦労様でした。

次回の農業委員会でございますが、6月28日（金）午後4時頃からです。

よろしくお願いいたします。

最後にその他ということで、事務局からお願いします。

終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 近藤 哲夫

署 名 委 員 花木 実也

署 名 委 員 近藤 美奈子